

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 29	優先度 B 4		
検討課題	政治倫理に関する規程の策定		
条文	<p>(政治倫理)</p> <p>第27条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 規程の制定 何らかの規程は、制定する。 どのような内容を盛り込むべきかを検討した上で、条例とするか要綱等それ以外の規程とするかを決定する。</p> <p>2 規程の内容 (1) 理念的なものではなく、実効性の高いものとする。 (2) 具体的な内容として、目的及び適用対象のほか、政治倫理規準、請負辞退・指定禁止、資産公開などの責務規定等を設けるか否かを検討する。 また、その実効性を担保するための規定として、政治倫理審査会、住民の調査請求権、問責制度等を設けるか否かについても検討する。 (3) 併せて、「墨田区議会における不祥事発生時の情報共有等について」(申し合わせ)(平成30年8月31日各派交渉会決定)の再検討を行う。</p> <p>3 検討の時期 令和2年度から、検討スケジュールを定め、具体的な検討を開始する。</p> <p>4 検討の場 議会改革特別委員会及び同運営協議会とする。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		